

亀ヶ岡式土器にともなう条痕

中村友博

はじめに 東北地方の縄紋時代晩期の土器である亀ヶ岡式土器に少数ではあるが、外面に平行する複数の条線、すなわち条痕を付設するものがある。亀ヶ岡式土器の複雑多岐な精製土器は色々研究されているけれども、条痕は主に粗製土器に付設されているからあまり注意が払われていない。近年にいたりそのなかに各種の条痕が存在することがわかったので、亀ヶ岡式土器の条痕の種類を論題として、思うところをすこし述べてみたい。

1 一般的な知識の確認

最初に一般的な知識の確認をしておこう。亀ヶ岡式土器の名称はそもそも精製土器について与えられたものであるから、条痕を付けた土器のあることは後の発見によるものである。まず亀ヶ岡式土器が精粗二種類の土器の組み合わせからなること、そして粗製土器は鉢形ないし深鉢形をして、複雑な装飾をもたず、外面を縄紋の地紋でおおうものであることが判明した。つぎに少数ではあるが、縄紋

を付設する粗製土器に混じって、縦方向、稀に横方向に条痕をもつ土器があることがわかった。つまり縄紋以外にも、平行する多数の条線痕で外面を調整したものが加えられたわけである。

こうした条痕粗製土器の存在は、自分の知るところでは慶応大学による亀ヶ岡遺跡の発掘調査による一九五九年の成果報告が初見ではないかと思う^①。しかしこれは出版物の出来事であるから、採集家のなかには亀ヶ岡式土器と一緒に条痕のある土器を入手して、同伴の事実を留意した者がいちはやくいたのかもしれない。ともかく縄紋地の粗製土器のなかに条痕を付設したものが混じるといふ見方が生じたわけである。

つぎに解明されたのはその分布の特性である。亀ヶ岡式土器のなかには広域に分布する要素と分布のせまい要素があつて、粗製土器についても地域差はしばしば論議される。これもその成果の一つで、条痕粗製土器が出土する地域は日本海側にかたより、北海道では道南の積丹半島にいたる沿岸地帯、また本州では秋田県内におおく、太平洋岸の岩手県側では出土していないことが注意された。この事

実は一九六〇年代に秋田県能代市にある柏子所貝塚の発掘調査あたりから留意されはじめ、その後おおくの亀ヶ岡式の遺跡で追認されている^③。

2 亀ヶ岡式土器の条痕

日本出土の先史土器に条痕を見ることは奇異なことではなく、時期によってはむしろ一般的なことがある。縄紋早期後半の織維土器と晩期西日本の粗製土器では常見である。亀ヶ岡式と同時期の西日本では、縄紋がとほしいかわりに条痕が隆盛していたのである。では東日本の亀ヶ岡式土器と西日本の条痕は同一物なのであるか、それとも亀ヶ岡式土器らしい条痕があるのであろうか。

この課題を考える前に、条痕と縄紋が同時に土器に使用されることは稀であることを認識しておきたい。すなわち条痕と縄紋はともに外面仕上げの方法であるから、おなじ土器では両立しえないものである。製作者が二つのちがった仕上げを併用することができるのは個体をたがえるか、施工部位をたがえなければならぬ。同一個体に併用する例はあることはあるけれども、数がすくなく、稀有である。すなわち粗製土器の外面仕上げには亀ヶ岡式土器の製作者は、縄紋か条痕か二つのオプションがあったが、おおくのばあい縄紋を選択したことになる。いっぽう西日本の縄紋晩期の粗製土器の外面調整は、縄紋がえらばれることはなく、かわって削り仕上げか撫で

仕上げが条痕と併用されたのである。

亀ヶ岡式にともなう条痕は、東北北半と南半とでちがいがあつて、拙文で主題とするのは東北北半の亀ヶ岡式にともなう条痕であつて、南半の条痕についてはわずかな言及にとどめたい。そのことは亀ヶ岡式土器にともなう条痕について研究した結果でもあるが、東北北半と南半とでは地域的な特性に相違があつて、今回はまず名祖である亀ヶ岡遺跡が所在する津軽地方をふくむ東北北半部の条痕を対象としたい。つまり条痕が隆盛する西日本晩期の土器と直接比較するには、その間にまだ東北南半の亀ヶ岡式の条痕があるから急いで結論を出したところであまり意味はない。では、東北北半の晩期の条痕とはどのようなものであろうか。

条痕の走行 最初に亀ヶ岡式にともなう条痕は付け方に特徴があつて、縦、稀に横方向である特性を指摘できる。これにたいして、一般的な条痕の走行は器軸に対して斜行する。条痕の走行が斜行する理由は、手の動きが関節を軸として円運動をするため、条痕土器として著名な東海地方の水神平式土器は、土器を正立状態で見ると下から左上方向に廻りながら条線が進行する。これは単に条痕にとどまらず、西日本の先史土器の外面調整の方向性と一致し、弥生土器の刷毛目の付設方向がそうであることはいちはやく佐原真が指摘したところである^④。

陶工が作品に向かつてどのような姿勢をとっていたかは復元がむずかしいが、亀ヶ岡式のように、条痕が器軸の方向に一致している

のは、作業に方向性が意識された結果である。つまり、製作者に負担がかからない楽な手の動作を選んだ結果ではない。亀ヶ岡式の条痕には、縦方向に付けようとする規範的意図があるのである。この規範は東北北半で厳格であり、北陸地方の長竹式や中部高地の水式の深鉢の細密条痕もこの規範を受け継いで、縦方向である。しかし、東北南半では付設法が雑になり、新潟、北陸方面でも縦方向を基調とするが、円運動が加わる。

この点で示唆的な事実とは、粗製土器の外面に斜行縄紋ではなく、縦縄紋が存在することである。亀ヶ岡式土器の条痕を、縄紋のかわり、つまり代用と見なす意見もある。⁵⁾しかし条痕を縄紋の代用と見なすにはつぎの難点がある。まず縦縄紋の盛期が亀ヶ岡式では遅れ、晩期の後半ないし直後の続縄紋式で流行すること。つぎに縄紋を付設するのに使うのは指であって、条痕を付けるのに使うのは手である。手と指は別々の身体器官で、運動の方向性が一致するとはかぎらない。縄紋では飽きたから、あるいは縄紋では何か不都合が生じたから条痕に切り替えた。たぶんそんな単純な事情で条痕が付設されたのではなく、条痕の使用にはふかい事情があるはずである。その背景を穿鑿するうえで、亀ヶ岡式の条痕の方向が縦、稀に横方向で、斜行するものがないことはきわめて重い事実である。

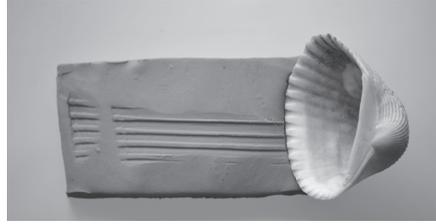
3 亀ヶ岡式土器にもなう条痕の種類

四種の条痕 亀ヶ岡式土器にもなう条痕には各種のものがある。人によってその分け方にちがいがあろうが、自分は東北北半に限定すればつぎの四種類ではないかと思う。条痕の種類は一般的には原体のちがいに由来するが、厳密には条痕の種類と原体の種類とは別個の分類であるから、とくにその両者をつなぐ観察、実験、実証は大切である。条痕を区別するためには、その条痕を付設した原体を明記するのが肝心となるが、原体がわからないばあいもおおく、その時は条痕の形態を記述し、あとは推測にまかせるしかない。この観察の分野で写真、拓本以外に用意しておきたい用語に「条溝、条間」がある。これは条痕を表現する言葉で、日常語でいえば「谷、山」のことである。そういつても一般には意味は通じることが、こまるのは山谷では、どこまでが山で、谷との区別がはっきりしないことである。そこで、自分の造語であるが、条溝、条間のいい方を導入する。「山がひろい」とはふつういわないけれども、条間のひろい条痕はかなり一般的に存在する。その他、断面の形態を表現するのにも有効である。⁶⁾

扁平条痕 整然とした条痕である。条溝と条間の幅はそれぞれ一定で、決まって条溝幅のほうがひろく、条間がせまい。条溝はあさくのつべりしており、深さは一定である(第1図1、第2図1、2)。その印象から扁平条痕と命名するのがよいように思う。脈肋のあるアナダラ属の貝殻による条痕と非常によく似ているが、全国的に広布する二枚貝による条痕とはちがって、条溝があさく、壁に



1 扁平条痕



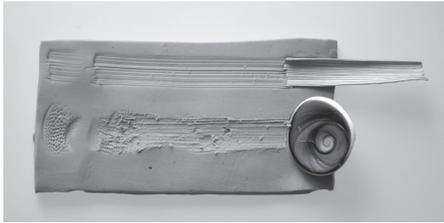
2 貝殻の外面对引き



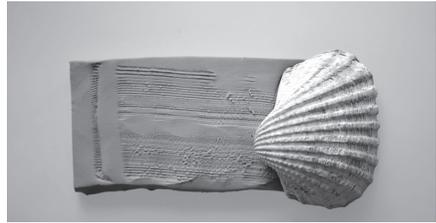
3 二枚貝による条痕



4 貝殻の内面对引き



5 竹皮と巻貝の蓋による細密条痕



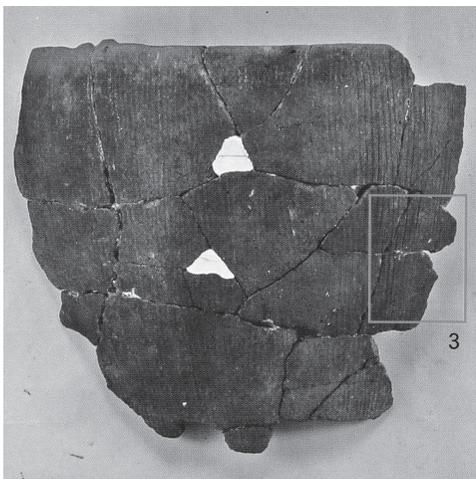
6 ハイガイの鉸歯による細密条痕

第1図 条痕の原体の実験

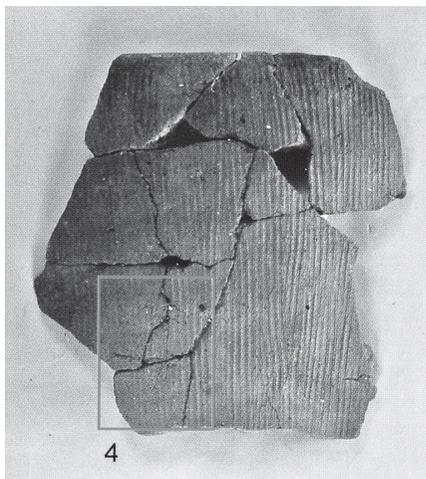
するどさがない。

扁平条痕はもつとも亀ヶ岡式らしい条痕である。その分布は道南と東北北半に限定されるようであり、福島・新潟以南では激減する。津軽海峡が条痕を付設する土器の分布の北限でないことは、函館市庵原町にある女沢遺跡の例などから確実であり、^⑦こうした条痕をともなう亀ヶ岡式もどきの土器を小樽市に所在する遺跡にちなんで特に桃内式と命名する意見がある。桃内式については、道内の大洞C₂式にともなう粗製土器で、口縁に横走る平行沈線と頸部に点列紋を飾ることが報告された。この報告には、市立小樽博物館が所蔵する岩内町リヤムナイ遺跡から採集された条痕土器も桃内式として紹介されている。^⑧

その後、条痕を縦方向に付設した土器があらたに道内の数箇所^⑨の遺跡から出土していると指摘され、また、縄紋晩期の中葉に条痕をもつ土器は、道南の日本海側に分布するという意見も出された。^⑩その根拠となった報告の一つひとつの文献にあたっては検索できていないが、近年の業績として挙げておきたいのは、その分布が太平洋沿岸に広がり、噴火湾周辺の亀ヶ岡式遺跡^⑪においても粗製土器に条痕を付設するものが出土することである。^⑫つまり日本海沿岸のみならず道南一带に条痕土器が分布する気配であり、その北限は今のところ石狩低地から苫小牧東部の平地帯である。この境界がまさに列島の晩期縄紋土器の条痕の北限線にほかならない。しかしながら道南の代表的な亀ヶ



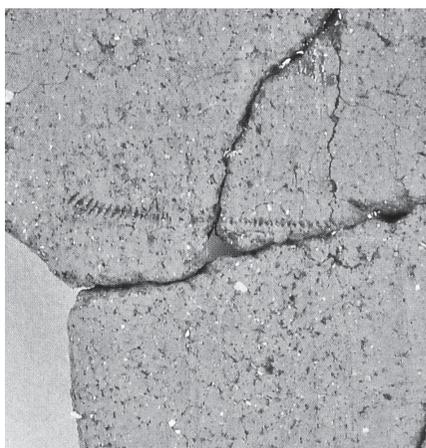
1 土器番号 450 の外面



2 おなじく土器番号 450



3 アナグラ属の絞歯圧痕

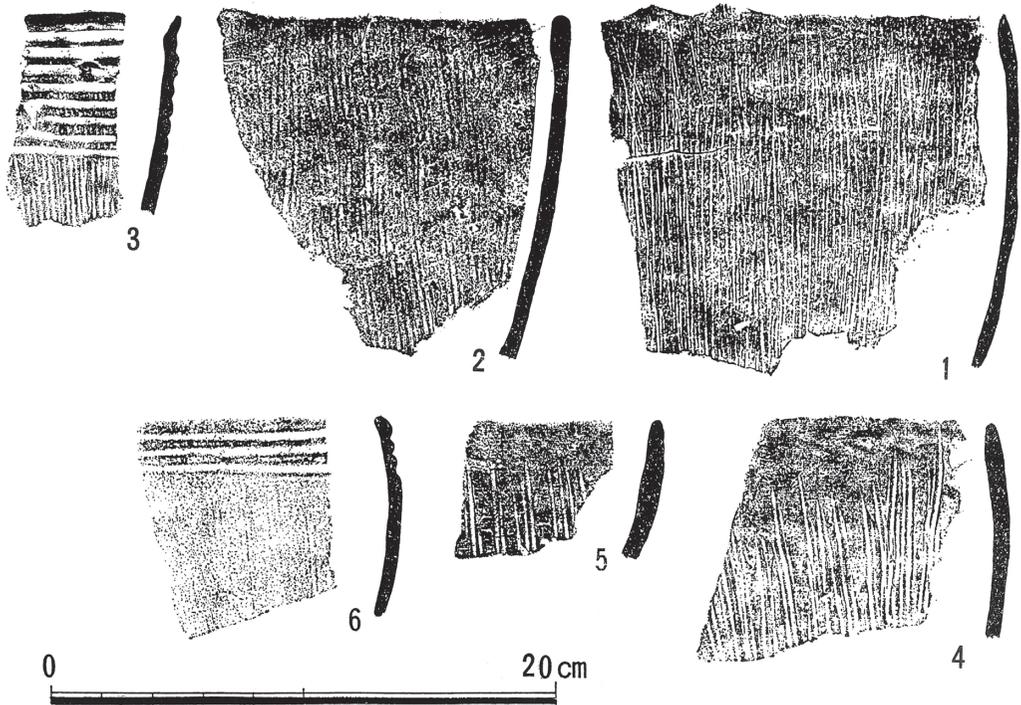


4 おなじく絞歯圧痕

第2図 青森県今津遺跡の深鉢形土器（『弘大今津報告』写真73から引用）

岡式土器である聖山遺跡の聖山式には条痕粗製土器は多くないようであり、大洞C₂式と同時期とされる聖山式以後、北海道で条痕を付設する風習がすたれてしまったのかどうか、自分は確言できない。

この扁平条痕がいったい何によるものか、つまり扁平条痕の原体は何であるのか、どういう手つきで付けられたものであるかは難解であった。さきに引用した桃内遺跡の報告には、「条痕文の施紋具は貝殻やくし状工具ではなく、竹管工具であり、半截又はそれ以上にさいたものと思われる」とある⁽¹⁾。つまり多截の竹管を想定している。たしかに亀ヶ岡式のなかには、竹管をさいて折ったようなほそくするどい条痕もある。しかしそれは扁平条痕ではない。扁平条痕は整然としており、条溝と条間の関係が一定幅で安定している。人工物ではなく、二枚貝が原体ではないかと推測できても、何貝で、どうしたら付くのか考えなやんでいた。この問題を氷解したのは、弘前大学考古学研究室が発掘した青森県今津遺跡の



第3図 亀ヶ岡遺跡から出土した条痕土器（三田史学会『亀ヶ岡遺跡』から引用）

報告書（以下、弘大今津報告）である。¹⁵ その図版「写真73 深鉢形土器」には四葉の写真が掲載され、1、2と番付された上段の写真のキャプションには「貝殻条痕文とサルボウ属の絞歯圧痕」とある（第2図）。1、2は同一個体の深鉢形土器で、外面は扁平条痕による仕上げである。

しかしサルボウ、アカガイ、ハイガイなどのように放射肋をもつ二枚貝による条痕は何度も実験したが、扁平条痕と似て非なるものである（第1図3）。こうしたアナダラ属の腹縁を押し引いた条痕は、条溝が扁平条痕よりもふかいこと、条溝と条間の間隔、つまり条溝幅と条間幅がほぼひとしいという特性がある（第1図4）。それでは扁平条痕の原体は、寒流系の貝の代表で、放射肋があるホタテガイであろうか。ホタテガイの腹縁を当てて引くとたしかに扁平条痕ができるが、条痕がおおきすぎる。条溝も条間も幅がすこしおおきいのである。貝殻の小振りなものを選べばよいのだが、現在食品となり、おそらく原始時代でも捕獲されていたであろう通常のホタテガイは原体として失格である。

では弘大今津報告という貝殻とは、いったいどのような貝であろうか。表題に「貝殻条痕」とありつついて「サルボウ属の絞歯圧痕」とあるから、アナダラ属の貝殻で扁平条痕を復元するのがよいのではないか。再現実験して驚いたことには、扁平条痕はアナダラ属の腹縁を逆向き、つまり外面を進行方向に向けて引いたものである（第1図2）。弘大今津報告をわかりやすい表題におきかえれば、「サル

ボウ属の貝殻条痕文と鉸齒圧痕」となるはずである。アナダラ属の貝殻は進行方向に向かって外面を当てる引くと、肋間溝が器面に接触し、条溝の壁もつぶれてぶくなるので、そのような条痕は実在しないだろうと思ひ込んでいたのである。たとえばさきほどのホタテガイで、腹縁の外面を引くと、条溝の断面が矩形ではなく、半円状となり、半截竹管と区別がむずかしくなる。

アナダラ属による条痕は、縄紋早期末の繊維土器と東海地方の縄紋晩期から弥生前期にかかる条痕紋土器に顕著である。その条痕は条溝が顕著に陰刻されるが、条間と幅がほぼひとしい。これは大変重要な特性で、アナダラ属の凹凸のある腹縁が内側で寸分のくるいなく鉗子状に噛み合うためであつて、貝殻の内側を当てる引いた証拠である。江坂輝也は東北地方の早期の白浜式土器を解説して「サルボウの貝殻背を使用して横位に細い貝殻条痕文」と記述する¹⁶が、このばあいも文意から脈肋のある背、つまり貝殻の外(表)面を実際に当てるのではなく、使用するのには腹縁であり、進行方向にむかつて内面を当てるのである。ただし貝殻は大きくなると鋸齒状の凹凸幅が変化する。大型品は腹縁で貝殻がうすくなり、内面側の突起が先端で急にほそくなるため、内面を当てる引く一般的な付設法では、逆に条溝の幅が条間よりもせまくなる。そして貝殻の外面は放射肋の幅がひろくなくて腹縁の起伏はとほしくなる。しかしこうした貝殻は左右の長さが優に一〇センチをこえるような大型品であつて、条痕原体としては大きすぎて使い勝手がわるい。実際に使用された

貝殻は、条痕の大きさからして、もつともありきたりの大きさ、つまり貝塚などで多出する五センチ内外のちようど五本の指先でつかむのに都合がよい大きさのものを使用している。その内側を引くとは、親指を貝殻のくぼんだ内面に当て、対向する四指で表の凸面を押さえる持ちかたのほうが安定するけれども、それでは腹縁が水平にならないから、貝殻の凸面(外面)を上にして、左右をつまむようにして押し引いたものであろう。これが通常の二枚貝による条痕である。

ところが貝の外(表)面は、放射肋が貝の成長とともに肥大し、肋間溝よりも肋幅のほうが大きくなる。腹縁部の外面でもちようど貝殻の厚み分だけ肋幅がひろい。したがつて腹縁の外面側を器面に当てる引けば、決まって条溝が条間よりも幅広で、溝のややあさい条痕ができあがる。これが亀ヶ岡式に特有な扁平条痕の正体であつた。

扁平条痕の提唱とその原体の解明は、藤沼邦彦教授はじめ弘前大学考古学研究室の関係者が氷解したことを自分は上文で解説したにすぎないが、これにて亀ヶ岡式の条痕にかんする一番大きな山は越えたように思う。しかし下文で述べるように、条痕にかんする弘大考古学研究室の貢献はもう一つある。

不整櫛状条痕　不整条痕とは、条溝と条間が不均一なものであるが、とくに条溝幅と条間幅が均等でないものを指す。これには二種類あつて、条間がこすれていないもの、条間に圧迫痕がありこす

れているものがある。こすれていないものを櫛状として分離し、ここでは不整櫛状条痕と称しておく。

最初に亀ヶ岡遺跡で条痕粗製土器を報告した慶応大学の発掘品にあるので、まずそれから引用することとする(第3図)。その報告書である藤田亮策『亀ヶ岡遺跡』三田史学会、一九五九年の挿図には六本の条痕を付設した土器片が収録されている。すなわち第四四図7、23、第五四図1、13、15、第五五図1である。

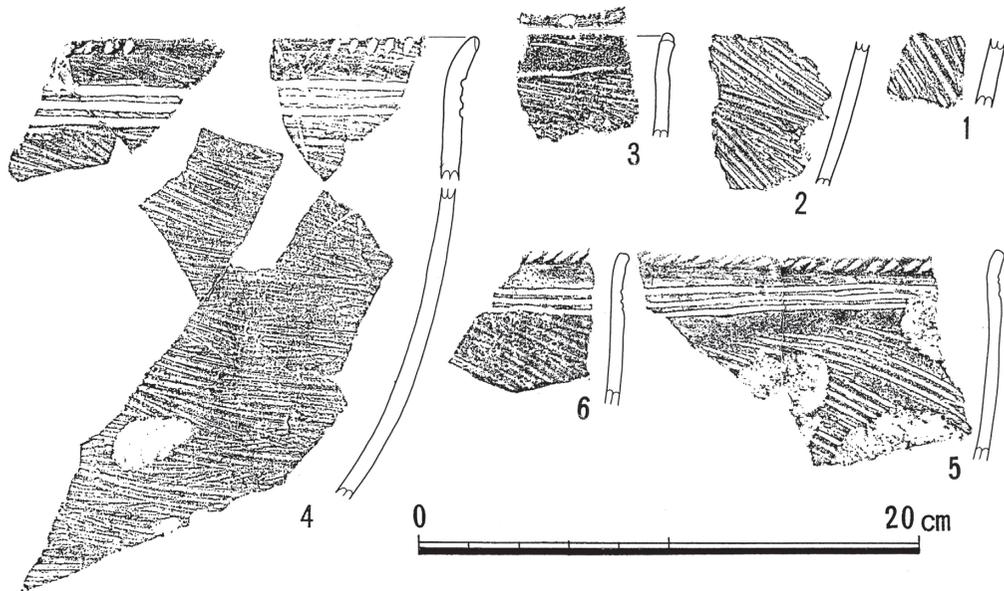
そのうち第五五図1(第3図3)は半精製品であって、口頸部の外面に工字紋を幅ひろく装飾し、胴部に縦方向の条痕を残す。縦条痕は文様に下地になって、頸部あたりまで残っているが、条のなかにこまかい節があるようにも見えるから、縄紋の可能性もある。つまり条痕とは確言できない。つぎに第五四図15(第3図6)が条痕であることは確実であるが、拓本がうすくて、条痕の特性を明言できない。おそらく実物の器面も砂粒状でザラザラに荒れているのだろう。第五四図の1(第3図2)は扁平条痕であって、これについては前述した。残りの三点、つまり第四四図の7(第3図1)、23(第3図4)、第五四図の13(第3図5)がここでいう不整櫛状条痕にあたる。以下、拓本と貼付の断面図から解説しておく。

第四四図7(第3図1)は、器体の上半がゆるく外彎する鉢形土器で下胴部を欠損する。口縁は薄手につくり、上縁に双突起を付設する。条痕は縦方向で、口縁の外面で疎、頸部から下は密になる。第四四図23(第3図4)は、やや内彎する鉢形土器の口頸部で、外

面に縦方向の条痕を付設する。第五四図13(第3図5)は、口縁部の小破片で、外面に縦条痕を付設する。

この不整櫛状条痕は、扁平条痕よりも条溝の幅がせまい。さらに条溝が鮮明であつたりなかつたりする。これは拓本がそうだというわけであるが、実物においては条溝の深さが不均一で、浅かつたり、深かつたりするためである。また条溝の幅が均一でなく、やや広くなつたりせまくなつたりすることも拓本から観察できる。さらに重要なことは第四四図23(第3図4)の拓本に顕著であるが、条溝の左右、つまり条間の端で拓本の墨が濃く、幅ひろい条間から浮き上がって見える。これは条溝の粘土が原体に圧迫されて溝の上端、つまり条間の端に逃げて、ミミズ腫れ状に隆起したためで、このことは条間には原体が当たっていないことを意味する。この現象は実際には脈肋ある二枚貝を内側に向かつて引いた条痕でも当たり具合によつては出現することがあるから、第四四図23(第3図4)は二枚貝による可能性もある。しかし第四四図の7(第3図1)で顕著にわかるように、条溝が脈肋幅よりもせまく、条間のほうがひろい条痕は、歯先のながい櫛のような人工物を引いたばあいに生ずるものである。要するに、櫛状工具で引いた条痕である。

北海道に分布する桃内式の条痕原体について多截竹管という学説も、この不整櫛状条痕の原体を指したものであり、半截竹管にしては条溝がほそく、条数がおおすぎる条痕を根拠にしたものである。桃内式土器について、さいわい条痕の細部写真を掲載した報告書が



第4図 不整板状条痕（1～4は是川中居遺跡、5,6は剣吉荒町遺跡）

あるから、扁平条痕に混じりながら条溝の深さが不均一な不整櫛状条痕の存在を認知することができる¹⁷⁾。さらに前引の弘大今津報告でわかりやすい例を挙げれば、土器番号四六七（第7図3）の外面条痕は、凹凸歯連体による不整櫛状条痕である。ただ拓本の配置に編集ミスがあり、土器番号四五九のほうに貼付されたほうが大きくて、条線の途切れがわかりやすい¹⁸⁾。

日本先史土器にみられる平行な線状痕を「櫛状工具」によるものとの言説は決まり文句のように頻出するが、ではいったい「櫛状工具」とはいかなるものか。これについて自分はあらたに「連体」と命名する製陶具を提案して、この工具の使用は時代も長期にまたがり、全国的にも広布するものであることを説いた¹⁹⁾。不整櫛状工具による条痕は連体を原体とし、とくに亀ヶ岡式に特有な条痕ではなく、むしろ条痕としてはひろく一般的なものである。

不整板状条痕 この条痕は西日本の弥生土器という粗い刷毛目とおなじである。条溝は幅がせまく、断面が垂直ではなく一方に傾斜して立ち上がる。条間はこすれており、全体の印象は平坦である。木目の粗い板を押し当てて引いた軌跡痕である。前文の条痕とちがって、縦方向に付設せず弥生土器の刷毛目のように斜行する。事例はすくなく、晩期終末のつぎの遺跡から出土している。

①八戸市是川中居遺跡（工藤竹久・高島芳弘「是川中居遺跡出土の縄文時代晩期終末期から弥生時代の土器」『八戸市博物館研究紀要』第二号、一九八六年）

この報告で「鉢・深鉢・甕形土器」のC-2類と分類されたもののうち、条痕が密なものである（第4図1～4）。弥生前期の遠賀川系の甕形土器によく似た土器の胴部に斜行して付設する。拓本で見ると、条溝の部分が完全に白

く抜けきらず、墨の当たりがある。

いっぽうC-2類で条痕が疎なものとされた条数は、「3条一単位」と記述があるから、こちらは不整櫛状条痕で、五歯からなる連体の端から二番目と四番目をみじかくした凹凸歯で、接触不良を発生させたものである。

② 剣吉荒町遺跡（鈴木克彦『名川町剣吉荒町遺跡（第2地区）発掘調査報告書』

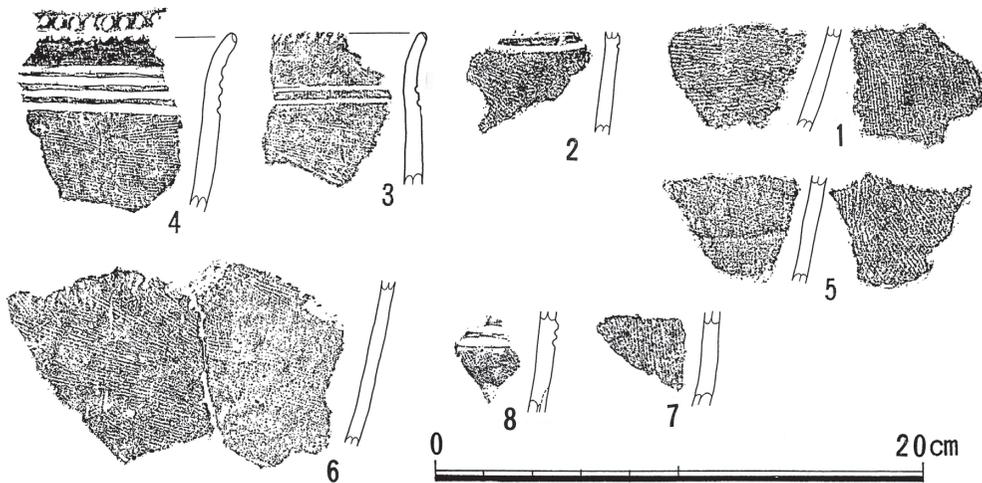
青森県立郷土館調査報告第二三集、考古七、一九八八年）

この報告書の図六四の14（第4図6）がそうである。これも遠賀川系甕形土器によく似た土器で、口縁部の破片である。条痕は斜行し、条溝は鮮明でなく、条間にこすれがある。条間が平坦ではなく片方に傾斜してつぶれており、平坦ではあるが、追柁目のように目のあらい薄板を器面に押し当てて引いた痕跡ではないかと思う。上層から出土した図六三の7（第4図5）はこれとよく似ており、胎土の質と発色から自分は同一個体と判定した。しかしこちらのほうは見ると条痕であって、条間にはこすれがない。これを例示するのは不適切であるが、条間のこすれは、場所によって接触不良のため発生しないことがあると思う。

資料数がすくないので断言できないが、不整板状条痕は西日本の遠賀川式によく似た甕形土器の外周調整に使用される。その特異な土器の時代は、晩期の亀ヶ岡式ではなくその直後の弥生前期の砂沢式にまでくだる可能性がたかいので、西日本から刷毛目による仕上げ技法が流入したことを配慮しなくてはならない。遠賀川式に似た

形制もこのことを示唆する。しかし西日本では粗い刷毛目は弥生時代前期に一般的ではなく、近畿地方で中期の前葉の櫛描紋土器にもなう甕形土器の調整法に多用される。その他に、粗い刷毛目は時代がずっとくだって円筒埴輪の調整に顕著に見受けられるものだろうか。

日本考古学という刷毛目が、薄板の木目の軌跡痕であることは周知であるが、その板をどのようにして作っていたのかは考えなくてはならない。刷毛目の原体として実使用されたと思う遺物は福岡市比恵遺跡から出土しており、まさしく柁目の薄板である²⁰。しかしこの板の側面には、刷毛目板としては無用な小穴が二孔開口しており、もともとは何か別の部材であったものを後に製陶具である刷毛目板として転用したものである。刷毛目の再現実験をした横山浩一は、整形板であろうと割板であろうと使用によって摩擦するから結局はおなじ軌跡痕になるという。しかし春材の突出した割板は「最初は、面を整形した板の擦痕と陰陽が逆転した擦痕を生じる」と観察している²¹。そこで、自分はこの不整板状条痕こそ原体が割り板を使用したものと思うのである。木目にそって割裂した木材の小口は凹凸があり、あたかも櫛状工具となるが、この小口と割裂面の凹凸を砥石や刃物でならしたり、焼いたりしながら平坦な板に仕上げた薄板としたのではないだろうか。整形板の正体といっても、その程度の目の粗い木片にちがいない。そこで粗い刷毛目といえ、整形の程度がかかる「割板」と表現し、今日の鋸挽き、しかも台鉋仕上



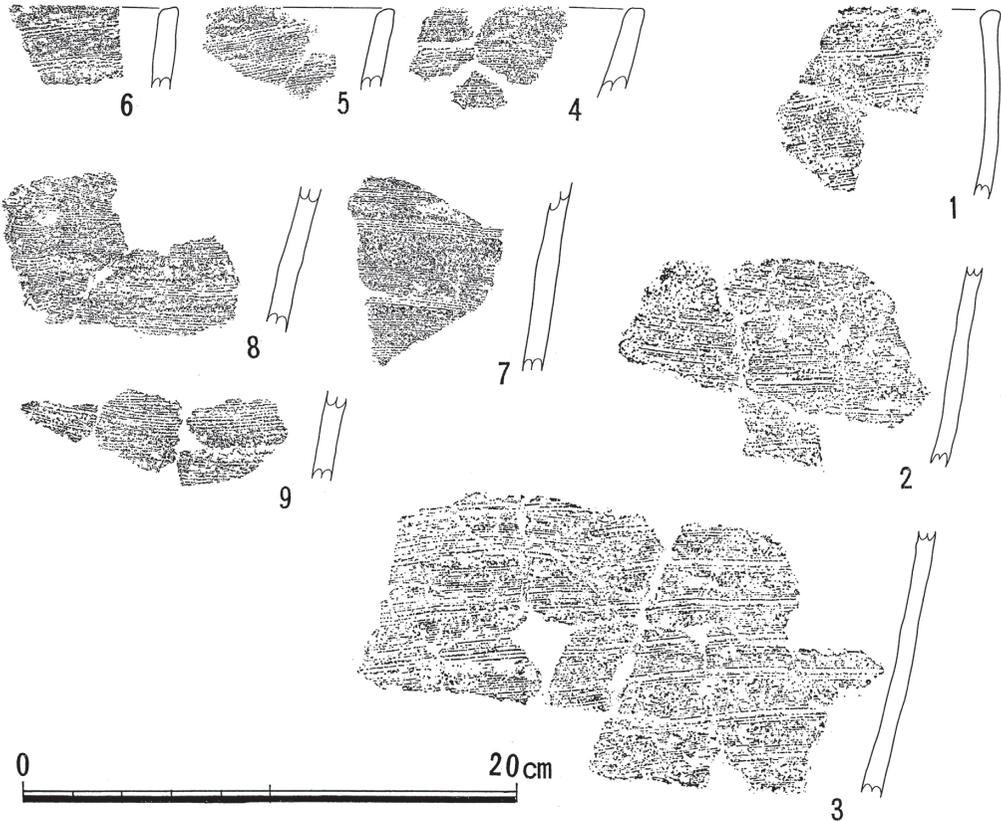
第5図 極細均整条痕（1～6は是川中居遺跡、7,8は剣吉荒町遺跡）

げの整形板とは区別しておきたいのである。

極細均整条痕 整然とした緻密な細密条痕で、小型ヤスリのこまかい目のように凹凸がはつきりしている（第5図）。細密条痕には均一なもの和不整なもの、そしてその中間的なものがある。均一な細密条痕の原体で判明したものは、脈筋ある二枚貝の貝頂部と一種の絡条体である。前者は山陰地方の後期に、後者は東西南半から中部山岳地方の晩期の浮線網状紋土器にともなう粗製土器に見られる。ここでいう極細均整条痕とはそれよりももうひとまわり小さく均一な条痕を指す。

櫛状工具のなかで自分がいう連体を使用しても細密条痕はできるが、しかし極細条痕はできない。その理由は条溝を彫り出す歯をだんだんほそいものにしてゆくと紐がかりできなくなるためである。連体はとなりどうしの櫛歯を行き帰り都合二条の紐で連結したもので、この紐がかりの幅が条間となる。紐は最少二本通るからその幅、つまり条間は紐二本分か、多少それよりもふとめの幅になるだけである。条溝をほから条間は紐一本分か、多少それよりもふとめの幅になると緊縛する紐の力にはほそい串を使うわけだが、串がある程度のはそさになると緊縛する紐の力のほうがつよくなり、そのため串が折れてしまう。どの程度のはそさの串までという数値は、串材の強度によるのだろうが、連体で刷毛目のような極細の条溝は再現できない。

それでは細密条痕よりもさらにこまかい極細条痕は何によって再現できるのだろうか。自然物ではつぎのような候補が思いつく。植物でこまかい凹凸をもつものには竹皮がある。年配の方ならご存じの昔、牛肉を包んでいた真竹の乾燥した皮である。ススキ、笹、茅などの葉も、幅がせまくて使いにくいがおなじである。もう一つも竹になるが、簡単な加工品で、肉厚の竹を割った薄板、つまり竹篋。この



第6図 東北中後期の細密条痕（1～3は上野尻Ⅱ遺跡、4～9は桐内A遺跡）

竹篋は手で簡単に湾曲でき、その凸面を器面に当てて引くと極細の条痕ができる。竹皮の擦過痕は嚴格には均整でないが、かなり均整にちかく（第1図5上）、また竹篋の身の擦過痕は、条溝が異条で不均一となる。竹皮の静止圧痕は出土土器の底部に残った例があるが、擦過痕跡の実例があるのかどうか、自分は確言できない。竹篋の小口の方を引いた条痕は実在し、弥生土器の櫛描紋に出現する。巻貝の側面や殻径を引いたりすればこまかい条痕が残る。巻貝の殻ではなく、殻口を閉ざす蓋のほうが候補となる。サザエの蓋の外面にはトゲのようなみじかい突起が無数にあり、これを引くと細密よりもすこしこまかい条痕ができる。この貝殻質の蓋は隆起しているので、条痕が带状に器面から沈む（第1図5下）。

極細均整条痕は、竹皮、竹篋による条痕よりも、条溝、条間が均整であつて、東北北半の亀ヶ岡式にもなうものとしてつぎの例が報告されている。

①八戸市是川中居遺跡（工藤竹久・高島芳弘「是川中居遺跡出土の縄文時代晩期終末期から弥生時代の土器」『八戸市博物館研究紀要』第二号、一九八六年）

前掲の報告書で、C-1と分類された「刷毛目調整」が該当する。甕形土器の胴部に整然としたこまかい刷毛目が横方向に走行する（第5図1～6）。

② 剣吉荒町遺跡（鈴木克彦「名川町剣吉荒町遺跡（第2地区）発掘調査報告書」

青森県立郷土館調査報告第二三集、考古七、一九八八年）

自分が属目したのは剣吉荒町遺跡の「遠賀川系等の土器」のなかである。報告書の図六三「I区出土の遠賀川系等の土器」の総数一六片のなかに二片ある。図六三の2（第5図8）は頸部の破片で、水平沈線の下に斜行する極細条痕がある。報告書でははっきりしないが、その下はさらに傾斜した極細条痕が下地にある。図六三の11（第5図7）は胴部の破片で、外面に縦方向の極細条痕がある。方向は垂直にちがいが、すこしばかり傾斜している。

剣吉荒町遺跡のこの極細条痕を見たとき、いわゆる条痕ではなく、非常に目のこまかい刷毛目だと思った。しかし11（第5図7）では刷毛目にしては凹凸が明瞭で整然としているのが気になった。2（第5図8）は条間にこすれがあるのだが、11（第5図7）はヤスリの目のようである。これが板の木目による刷毛目ではなく、二枚貝による条痕であることは弘大今津報告の細部写真が手がかりととなった。「写真73 深鉢形土器」は四葉のカットからなり、全形を写す1と2の条痕が扁平条痕であることは前述した（第2図）。下段の3と4はその接写写真で、キャプションに「絞歯圧痕の拡大」とある。画像は、貝殻の内側のちょうど蝶つがいにあたる鋸歯状の歯丘、つまり絞歯の静止圧痕を扁平条痕の上に陰刻したものである。この写真を見ると、やや斜めになっているが横方向にキャタピラーのようなこまかい歯状圧痕が延びており、3の写真ではその下に平行し

てほそい溝がある（第2図3）。この並んだ溝は4の写真でもあさくたはつきりしないが、黒い筋となって見える（第2図4）。

二枚貝の絞歯は、通例左右に分裂し、前側歯と後側歯に分かれるが、サルボウのような貝では一列につながる。その静止圧痕は、歯と歯というよりも梯子状で、ちょうど棧にあたる横木の圧痕はキャタピラー状の陰刻となり、これが縦列の一単位となる。この絞歯の陰刻に平行するあさい溝は、貝殻の背縁の押捺痕であって、絞歯を押すときに、そのとなりの角張った背縁が当たったものである。この絞歯を器面に当てる押し引くと、たいへん細かい凹凸をなした面ができあがり、印象としては刷毛目のように平坦でなく、整然かつ緻密なメリハリのある山谷となる（第1図6）。そこで自分は刷毛目と見なすのにいくぶん躊躇があった亀ヶ岡式に共伴する遠賀川式系甕形土器の極細で均整のとれた条線痕は、二枚貝のアナガラ属の絞歯を原体と見なすほうがよいと考えるに至った。

ただし絞歯を押し引いてできる線刻が、均整条痕かといえば、厳密にはそうではない。アナガラ属の絞歯を構成する鋸歯は主歯にあたる中央部分でもっとも小さくなり、左右の両端にゆくほど貝殻は厚みを増し、絞歯がおおきくなる。絞歯の中央部分では鋸歯が摩耗して凹凸がなく、往々にして接触不良のため無紋帯がきやすい。絞歯は端にゆくにしたがっておおきくなるので、一単位の条痕では両端の条痕が大きい。ただし条痕のおおきさはほとんど目視できないほどの差であり、とくに破片が小さいいばあいにはちがいをまっ

たく看取できない。

青森県青森市の上野尻Ⅱ遺跡のA地区にある旧河川跡からは縄紋時代中期から後期にかかる遺物が出土したが、そのなかに横方向に極細条痕をもつ深鉢形土器の破片がある(第6図1~3)。この条痕は単位の中央で条痕が希薄になり、両端の条溝がひろくなるから、ちようどアナダラ属の絞歯を引いてできる条痕の特徴と一致する。ところが挿図から復元できる条痕の単位幅は一単位が二センチ強しかない。絞歯の長さがこの程度では、条溝のおおきさには差がでないから、原体は二枚貝ではない。そこで拓本をよく見ると、端にあるふとい条溝の外側にさらにほそい条溝が二条残っている。これは絞歯でも背縁との境界で現実に発生することもあるが、そうした事故例と見なすには軌跡に途切れがないので、絞歯とは別の原体を想定したほうがよい。手元の文献を検索した範囲にすぎないが、東北北半でこれに似た極細条痕がもう一例あるので、ついでに紹介しておきたい。秋田県では内陸部にあたる北秋田市森吉に所在する縄紋後期の桐内A遺跡から出土したもので、厚手の粗製土器に横走する極細の均整条痕が付設されている(第6図4~9)。破片数点が出土しているが、いずれも同一個体のもと思われる。⁽²³⁾横走する条線は、帯幅がひろいものとせまいものがあるが、せまいほうの単帯の破片をよく見ると帯と帯の中間にもう一条あさい条線が平行しており、このことは図版でも拓本でも確認できる。つまり単帯が二つで一単位のひろい帯となっているのである。このような現象は二枚貝

の絞歯を原体と見なすと理解がしやすい(第1図6の実験)。この横条痕は両端の条溝が特におおきいわけではないけれども、単位幅が報告書の挿図からの復元で二センチ弱であるから、絞歯による条痕の可能性はある。しかし絞歯では条痕が欠落するか、不明瞭になる中央部分に一条の明瞭な条溝があることは、絞歯に何らかの変異をもって説明しなければならなくなる。大工道具の墨差しのように竹篋の小口を割いた原体⁽²⁴⁾でもこのような極細条痕はできるから断言することは避けたい。

絞歯による極細条痕は条間が圧迫されているので、印象的な表現だが、山と谷が一体となったヤスリの目に似ている。ただ自分が剣吉荒町遺跡の土器として見たもう一片、報告書図六三の2(第5図8)の破片においては、遠賀川式の甕形土器に常見のこまかい刷毛目の可能性を捨てきれないでいる。①是川中居遺跡の極細条痕についても、自分はこの資料を実見していないので、絞歯による条痕の候補にとどめたい。

以上、東北北半で亀ヶ岡式にともなう条痕は四種類がある。他に可能性としては、真正な刷毛目板と先割れた竹篋が原体として用いられたかも知れない。ただし後二者ははっきりした証拠を提示できないので、その可能性を留意するにとどめたい。

東北南半の条痕　ここでいう東北南半とは現在の宮城県と福島県の二県域を指す。太平洋沿岸の岩手県の亀ヶ岡式遺跡で、条痕を付設する土器は承知していないが、宮城県では、県北の中沢目貝塚と

県南の阿武隈川流域で、亀ヶ岡式ないしその直後の遺跡から条痕を付設した土器が出土している。⁽²⁵⁾しかし晩期の土器全体から見ると、条痕土器はたいへんすくなく、佐藤祐輔が指摘しているが、阿武隈川流域のものも福島県方面からの流入、影響と思われる。⁽²⁶⁾中目沢貝塚の例は、条痕におおい連体を原体とするものであるが、場所柄からして特異な存在なので、日本海側からの搬入品かもしれない。

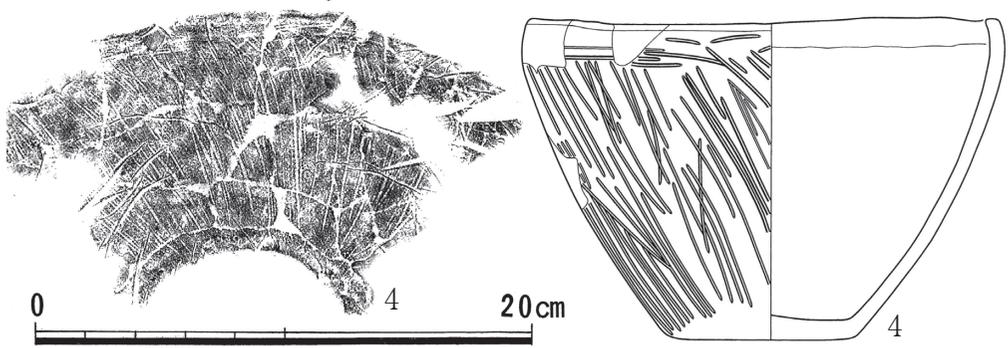
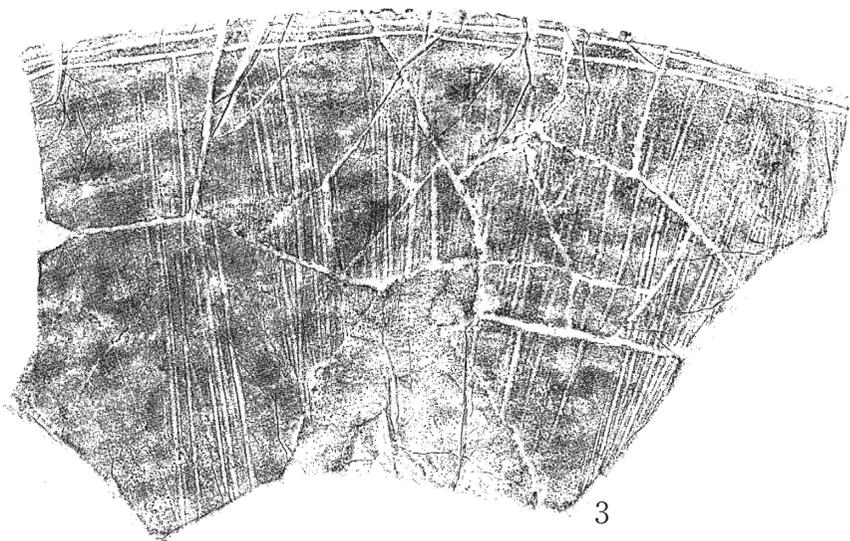
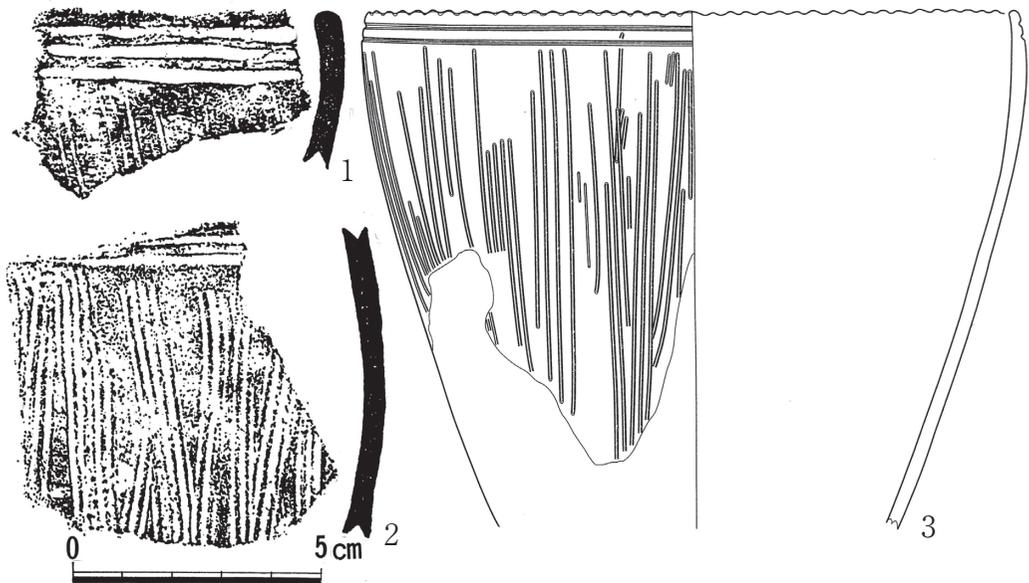
福島県では県内各地の亀ヶ岡式の遺跡から条痕を付設した土器が多数出土し、その分布は内陸の会津盆地から太平洋岸の浜通りにまで確認できる。⁽²⁷⁾しかし福島県の条痕を東北北半のように通論することとはできない。福島県の亀ヶ岡式土器にともなう条痕は、西は新潟県、南は関東一帯、東は長野県の縄紋晩期の条痕と共通し、扁平条痕は激減し、かわりに不整の細密条痕が顕著になる。不整の細密条痕の原体の復元にはとくにむずかしい問題がある。歯先が単列である連体以外に束体、つまり巻いたり束ねたりする構造の工具があったのかどうかを考えなくてはならないからである。さらに連体とも束体ともちがう編布のような組織の擦過痕もいちおう想定しておかなくてはならない。口縁部を帯状に肥厚させる鉢形土器や壺形土器、浮線網状紋を飾る精製土器、撚糸紋の使用は、縄紋晩期末から初期弥生時代に東北南半から関東、信越の広域にわたる共通要素である。それに加えて条痕の様態もだいたい共通する。この広大な地域に分布する不整細密条痕の原体に、自分は刷毛やササラのような束体が混じっているのではないかと思うが、まだ確言できない。

3 条痕の方向性

縦条痕 亀ヶ岡式土器にともなう条痕仕上げの粗製土器は、縦方向に条痕が付き、まれに横方向に付設したものがあつた。西日本のような斜行する条痕は、「類遠賀川式」の甕形土器の胴部を調整するから、亀ヶ岡式の最終末ないしその直後になって出現するものである。縦方向の条痕は東北北半にかぎらず東日本の晩期の粗製土器におおく見られ、北陸の石川、福井の両県で斜行条痕と混在するようである。またこの逆に、滋賀県と京都府では、刻目突帯紋土器の調整方向に斜行ではなく縦方向が混在する。

今津遺跡の鉸歯圧痕 亀ヶ岡式の縦方向の条痕についてもうすくし考えをすすめよう。扁平条痕を縦に付設する弘大今津報告の土器番号四五〇には二個所に貝殻の鉸歯圧痕が残る。⁽²⁸⁾圧痕は直線的で、二個所とも横方向で、やや右下に傾斜する(第2図3、4)。この圧痕は、扁平条痕を付設中の作業のミステークのように思うかもしれないが、そうではない。

図版をよく見ると、背縁が鉸歯の直下に陰刻されているから、貝殻の腹縁側を上(天)に置いて押捺して出来たものである。つまり土器の口縁を上(天)に置いた状態で付設したと仮定すると、貝殻の腹を上にして持っていたことになる。この持ち方は、西日本で二枚貝を使って条痕をつける持ち方であるが、これでは条痕は扁平にな



第7図 条痕原体の始点 (1,2はリヤムナイ遺跡、3,4は今津遺跡)

らない。扁平条痕を付けるためには、この貝殻の表裏をひっくり返した持ち方をしなくてはならない。

逆に口縁を下、底部を上にした倒立状態で調整しているなら、貝殻の腹を下にして持っていたことになる。このばあいも、外面の条痕と絞歯痕とに身体運動の関連性はない。原体がおなじというだけで、絞歯圧痕は偶然に付いたものである。要するに、それぞれ独立した動きの結果であって、扁平条痕とこの絞歯痕にシステムティックな関係はない。

口縁の空白 条痕の付設は、底部から進行することが通則で、これは弥生土器の刷毛目の付設方向とおなじである。この見方は佐原真によって導入されたが、自分も斜行条痕では通則であることを確認している。そこで亀ヶ岡式にもなう不整櫛状条痕の実例を見ると、口縁部のまわりには条痕がない粗製深鉢がおおいことに気づく（例えば第3図1、4、5のごときもの）。頸部の上あたりで条線が消滅しており、条痕が口縁に到達していないのである。これは口縁部の条痕を撫で消した結果によるものではない。仮に撫で消したなら、横一文字に条痕が消えて、撫で調整との境界が付くはずである。要するに、もともと条痕がなく、条痕の終点は口縁に達していない。この事実は、亀ヶ岡式も西日本のように土器を倒立させて条痕を引いたと見なすと都合がよい。倒立状態では、下の口縁部付近での作業がしにくい。土器を置いた台が邪魔になって手の甲があるからである。

しかし正立状態で付設した条痕があるし、またそう考えなくてはならないものもある。亀ヶ岡式の扁平条痕のかんりの例は口縁部に横線が裝飾されており（例えば第3図6のごときもの）、条痕の終点がどこにあるのか正確にわからないものがおおい。しかし横方向の沈線を付加していない、外面が純粹に扁平条痕だけの深鉢は、口縁の外面ぎりぎりのところまで条痕が付いている（例えば第3図2のごときもの）。倒立状態でここまで条痕をきっちり付けることはまったく不可能ではないが、先に述べたように土器を置いている台が邪魔になるはずである。口縁部にある条痕は正立状態で付設した可能性がたかいのである。

実見していないが正立状態で条痕が付設されたことを示す資料が文献にある。桃内遺跡の報告には、桃内式土器を出土した遺跡としてリヤムナイ遺跡が挙げられている。その土器を紹介する論文の第一四図の右列、上から二段目の破片（第7図2）は、口縁部の破片で、外面に扁平条痕を見る²⁹。口縁の外面を飾る沈線があるから、この図の天地はただしい。この縦方向の条痕は口縁に達しておらず、始点を示す圧痕がある。その始まりである条溝の端は、弧線となって貝殻の縁形を写している。つまり口縁部沈線の下の条痕は上から下に向かつて引かれたものである。こうした例は倒立状態で条痕を付け始めたが最終的には正立状態にもどして条痕を付け終えた、と考える以外にない。

ただしこのことを証明するためには、下向きの条痕と上向きの条

痕が胴部のどこかで重複しており、その場所で新旧の切り合い関係を確認しなくてはならない。そうした場所は完形品にはかならず存在することになるが、実際は上下の条痕の新旧関係を見極めるのは、東北地方の例ではむずかしいというよりも自分には不可能であった。つまり理屈の上で、不整櫛状条痕が口縁手前で停止するものがあることから、底部から付設が始まっていること、いっぽう口縁部から開始する条痕もあることから二とおりの付け方があったことが了解できる。しかし上から下向きに付けたばあい、底部の下端まで条痕が付いている事実を説明するのに、逆に正立していた土器を倒立に置き換えたと説明しなくてはならなくなる。これは倒立していた土器を正立させる手順よりも考えにくいのである。³⁰⁾

正立の付設 口縁から下向きの条痕を引く理由は、不整櫛状条痕におおくあるように、口縁部まで条痕が付設されていないところにある。すなわち口頸部におおきな余白がのこった時、土器を正立状態にもどして条痕を追加したのである。このことは器の大きさのうち、高さが関係している。つまり丈のひくい鉢では、倒立状態で底部からはじまる条痕は一回の手の運動で口縁付近まで到達する。ところが丈のたかい深鉢になると下から一回だけの所作では、器面の上方に余白が生ずることになる。そこでつぎに土器をもとに戻して、口から下に向かって余白を埋めるように条痕を付設しなければならぬ。

土器の製作論で、正立状態なのか倒立状態なのかは、日本の先史

土器であまり問題になることはない。その理由は、鉢形の粗製土器がすくなく、丈のたかい深鉢形が多数を占めるからである。これに對して、亀ヶ岡式土器は器高のひくい器種、つまり深鉢よりも単なる鉢がおおいたため、底部の一方からはじまる条痕で間に合ったのである。ただしこの例外は存外あるようで、例えば弘大今津報告の土器番号四六七（第7図3）は器高が二〇センチを優にこえる深鉢であるが、条痕は底部から、つまり下から上方向だけのものであって、口縁部が余白となり、そこに二条の横線を裝飾する。いっぽう土器番号二五一（第7図4）は器高が一三センチに満たない鉢形土器であるが、底部側から付設した条痕に加えて、上胴部には斜行条痕、口縁部には横方向の条痕を付設する。確言できないけれども、このばあいおそらく上の斜行条痕をつける直前に土器を正立状態に戻したものと思われる。

倒立から正立 亀ヶ岡式の条痕が倒立状態からはじまり正立状態で追加するものがあることはとても奇異に思えるかもしれない。前文で述べたが、西日本の条痕と弥生土器の刷毛目調整は底部から始まり螺旋状に斜行する。これは右利きの人の手の動きを上から下へ、左から右方向を通則と見なすと、倒立状態での付設となるため、これではあたかも正立状態での調整工程がないようである。しかしながら、西日本の前期弥生土器であるいわゆる遠賀川式の甕形土器では、口縁部のつよい横撫でが刷毛目を消去している。口端面と口縁外面の二箇所にわたるこの横撫では、いうまでもなく正立状

態でなければ付設することができない。調整ではなく装飾であるが、口縁部の刻目もわかりである。晩期の突帯紋土器の突帯そのものも正立状態であれば加飾できない。この意味では、とくに亀ヶ岡式にともなう条痕だけが変則的な工程なのではないといえる。

注

- (1) 藤田亮策『亀ヶ岡遺跡』三田史学会、一九五九年。発掘調査は一九五〇年に実施。
- (2) 大和久震平『秋田県史跡能代市所在柏子所貝塚―第二次・第三次発掘調査報告書―』(『秋田県文化財調査報告書』第八集、一九六六年)。
- (3) 小林克・高橋学「峰浜村手前谷地尻遺跡出土の遺物について」『秋田埋蔵文化財センター研究紀要』第七号、一九九二年。
- (4) 佐原真「弥生式土器製作技術に関する二三の考察」(考古学研究会『私たちの考古学』第五巻第四号、一九五九年)註9。
- (5) 野村崇「いわゆる亀ヶ岡式土器の北方への伝播について」(『北海道縄文時代終末期の研究』みやま書房、一九八五年)一二二ページ。
- (6) すでに亀ヶ岡式にともなう条痕についても、自分の用語を参照した先導的な試みがなされている(茅野嘉雄・小山内将淳「土器表面に見られる条痕について」『米山(2)遺跡』Ⅲ(『青森県埋蔵文化財調査報告書』第三九一集、青森県教育委員会、二〇〇五年)一七八―一八〇ページ)。
- (7) 設楽博巳(編)『落合計策縄文時代遺物コレクション』(『歴史民俗博物館資料図録』一、二〇〇一年)図六八の66。
- (8) 名取武光・松下巨「桃内遺跡」『北方文化研究報告』第一九輯、一九六四年。
- (9) 野村崇『北海道縄文時代終末期の研究』みやま書房、一九八五年、一二、三四ページ。
- (10) 竹田輝雄「北海道」『新版考古学講座』三先史文化、雄山閣、一九六九年。
- (11) 虻田町に所在する高砂貝塚、伊達市の稀府川遺跡など。
- (12) 石橋孝夫ほか『SHIBUSHUSU』I、石狩町教育委員会、一九七八年、挿図一五、32、33、35、36。工藤肇「柏原18遺跡」『苫小牧市東部工業地帯の遺跡』V、一九九八年、第五一〇―一〇80、81。兵藤千秋「柏原5遺跡」『苫小牧市教育委員会、一九九七年、第三二四図98。
- (13) 芹沢長介『聖山』東北大学考古学研究会、一九七九年、写真三三の一一三、一四。吉崎昌一『聖山』北海道大学人類学研究室、一九七九年には条痕土器の明示がない。
- (14) 名取武光・松下巨「桃内遺跡」『北方文化研究報告』第一九集、一九六四年、三〇ページ。
- (15) 藤沼邦彦ほか『青森県東津軽郡平舘村今津遺跡発掘調査報告書』(弘前大学人文学部日本考古学研究室研究報告二、二〇〇五年)。
- (16) 江坂輝也「図版解説I」(山内清男編『日本原始美術』1、講談社、

- 一九六四年) 一七四ページ。
- (17) 内山真澄『渋井遺跡発掘調査報告書』(北海道泊村教育委員会、一九八五年) 図版一三、一四など。
- (18) 藤沼邦彦ほか『青森県東津軽郡平館村今津遺跡発掘調査報告書』(弘前大学人文学部日本考古学研究室研究報告二、二〇〇五年) 図版五九。
- (19) 中村友博「製陶具としての連体」『利根川』二二、二〇〇〇年。
- (20) 吉留秀敏『比恵遺跡群』一〇(『福岡市埋蔵文化財報告書』第二二五集、一九九一年) 図版一八右下。
- (21) 横山浩一「刷毛目調整工具に関する基礎的実験」(『九州文化史研究所紀要』二三号、一九七八年) 八ページ。
- (22) 工藤由美子『上野尻遺跡』Ⅱ(青森県教育委員会『青森県埋蔵文化財調査報告書』三〇二集、二〇〇一年) 写真図版二五の二〇八、図五二の二〇六、二〇八。
- (23) 児玉準『桐内A遺跡』(『秋田県文化財調査報告書』第三三四集、二〇〇二年) 図版三四、第六五図四二一、四二七。
- (24) 櫛描紋の原体の一種に先割れた竹があることを自分は前注19で言及したが、期せずしておなじ時期に久世辰男も同様の主張している(「朝光寺原式土器における櫛描文および刷毛目の施文具について」『集落遺構からみた南関東の弥生社会』六一書房、二〇〇一年、もと「横浜市寺中ノ原遺跡の朝光寺原式土器」『横浜市歴史博物館紀要』第四号、二〇〇〇年) 久世氏の見解は坂本彰氏
- のご教示によって知った。
- (25) 東北大学文学部考古学研究会『縄文時代晩期貝塚の研究』2(『中沢目貝塚』Ⅱ、一九九五年) 第三七図6と図版三九の一、10。志間泰治『鱸沼遺跡』東北電力宮城支店、一九七一年、第一四図8、9。
- (26) 佐藤祐輔「東北北部の変動」(東北芸術工科大学東北文化研究センター『季刊東北学』第一九号、柏書房、二〇〇九年) 六六ページ。
- (27) 福島県では内陸部で条痕粗製土器を出す遺跡がおおく知られており、浜通りに所在する遺跡としては、新地町の三貫地貝塚がある。渡辺一雄・大竹憲治(編)『三貫地遺跡』(三貫地遺跡発掘調査団、一九八一年)で、第XXIII群土器として分類された粗製土器の条痕は関東地方の荒海式のそれとおなじものである。
- (28) 藤沼邦彦ほか『青森県東津軽郡平館村今津遺跡発掘調査報告書』(弘前大学人文学部日本考古学研究室研究報告二、二〇〇五年) 写真七三の3、4。
- (29) 名取武光・松下亘「桃内遺跡」『北方文化研究報告』第一九輯、一九六四年、第一四図。
- (30) この間の事情は、北陸地方の条痕粗製土器を挙げて図解した(中村友博「北陸地方の条痕粗製土器」『山口大学文学会志』第五九巻、二〇〇九年)。